

## 広告掲載希望者を募集

市は、自主財源を確保するため、市が発行する冊子や車両などに広告の掲載を希望する広告主を募集しています。

**申し込み**▶①は5月7日(火)、②は5月10日(金)(いずれも必着)、③④は随時、申込書と広告図案、照会承諾書を直接持参または郵送で各媒体担当課へ(申込書と照会承諾書は市役所政策総務課で配布するほか、市のホームページからダウンロードもできます)。⑤は随時、広告代理店(株)ホープ☎092(716)1404へお問い合わせ。

**留意事項**▶

- ・広告図案は、各媒体の規格(原寸大)で作成し、電子データで提出してください。
- ・応募多数の場合は、市内の企業、事業者を優先します。同一優先順位の企業、事業者で枠数を超える場合は、抽選で決定します。
- ・政治や宗教に関するもの、公序良俗に反するものなどは掲載できません。詳しくはお問い合わせください。
- ・①、③の広告を掲載するためには、屋外広告物に係る市への許可申請が必要です。

媒体	規格	募集数	掲載料	備考	問い合わせ
①コミュニティバス(やまとんGO、のろっと)のバス停広告	29.7cm以下×21.0cm以下 (おおむねA4縦サイズ・バス停下部案内板に掲載)	150か所	年間 6,000円 (1か所)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・掲載期間は1年間</li> <li>・やまとんGO▶中央林間西側地域:17か所、相模大塚地域:14か所、深見地域:18か所、桜ヶ丘地域:27か所</li> <li>・のろっと▶北部ルート:41か所、南部ルート:29か所</li> <li>・やまとんGO・のろっと共通▶4か所</li> </ul>	〒242-8601 市役所街づくり総務課 ☎(260)5444
②大和市勢ガイド(印刷物)	縦6.0cm×横8.5cm (地図面・カラー)	2枠	21,000円 (1枠)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・B2判八つ折りで7月に10,000部発行予定</li> <li>・公共施設などで配布</li> </ul>	〒242-8601 市役所広報広聴課 ☎(260)5313
③車両(側面2面)	(1)公用車 50cm×70cm	2台	年間 64,800円 (1台)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・掲載期間は1年間</li> <li>・(1)1か月に約400km走行</li> <li>・(2)1か月に約1,000km走行</li> </ul>	〒242-8601 市役所管財課 ☎(260)5025
	(2)ごみ収集車 40cm×145cm	5台			〒242-0026 草柳3-12-1 環境管理センター 収集業務課 ☎(269)1511
④図書館雑誌カバー(表紙・裏表紙)	表紙:縦5.5cm×横9.1cm(名刺サイズ) 裏表紙:縦21.0cm×横14.8cm (縦横逆寸も可。A5サイズ)	図書館所蔵雑誌約200タイトル	1か月 1,000円 (1雑誌)	掲載期間は掲載開始月からその年度の3月末まで	〒242-0016 大和南1-8-1 シリウス内 図書・学び交流課 ☎(259)6105
⑤市のホームページのバナー	50px×170px (容量12KB以内)	最大20枠	<ul style="list-style-type: none"> <li>・掲載方法や掲載料など、詳しくは電話で(株)ホープへお問い合わせください</li> <li>・アクセス数は、月平均約76,000件</li> </ul>		

市役所政策総務課総務調整係☎(260)5302 FAX(261)4592

## 防衛省・南関東防衛局からのお知らせ

# 住宅防音工事で設置した防音建具の取り替え工事の受付対象年次を緩和

南関東防衛局では、住宅防音工事に設置した防音建具(外部開口部に設置した防音サッシ)が老朽化などで故障または機能が低下した場合、取り替え工事費用を補助しています(防音建具機能復旧工事)。

4月10日(水)から同工事の対象となる住宅の対象年次を緩和し(左表参照)、「住宅防音工事希望届」を受け付けます。

区域(下図参照)	希望届受付対象住宅	
	現行	4月10日以降
①85WECPNL*以上	昭和62年3月31日までに防音工事が完了した住宅	平成4年3月31日までに防音工事が完了した住宅
②80~85WECPNL	昭和61年3月31日までに防音工事が完了した住宅	昭和63年3月31日までに防音工事が完了した住宅
③75~80WECPNL	昭和60年3月31日までに防音工事が完了した住宅	昭和61年3月31日までに防音工事が完了した住宅

\*WECPNL:航空機騒音のうるささを表す単位

### 住宅防音工事希望届の提出方法と注意点

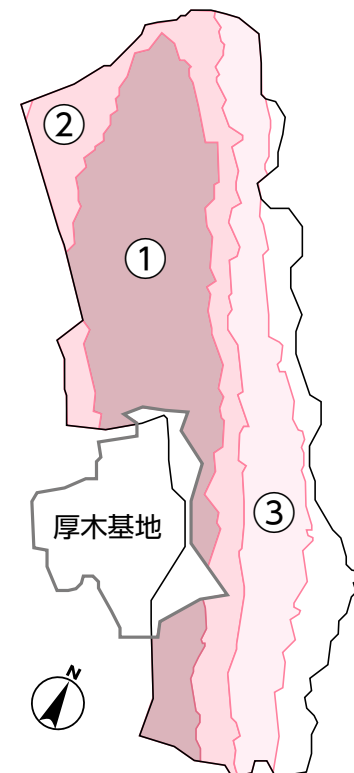
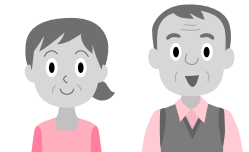
- ・この対象年次の緩和により、新たに受付対象となる人で防音建具機能復旧工事を希望する場合は、「住宅防音工事希望届」を直接または郵送で〒231-0003横浜市中区北仲通5-57南関東防衛局住宅防音第2課へ提出してください。
- ・「住宅防音工事希望届」は、南関東防衛局および座間防衛事務所(鶴間1-13-2)で配布するほか、同局のホームページからダウンロードもできます。
- ・受付開始日は4月10日です(この日より前の受け付けはできませんので)注意ください。
- ・防音建具機能復旧工事の対象住宅に該当するかは、区域と住宅防音工事が完了年月日で確認してください。
- ・上記受付対象の場合であっても補助の対象にならないことがありますので、詳しくはお問い合わせください。
- ・提出された住宅防音工事希望届のうち、受け付けられないものについては理由などを記載し、返却しますので、詳しくはお問い合わせください。

## 民生委員・児童委員の一斉改選

民生委員・児童委員は、地域の「民生委員児童委員協議会」に所属し、地域の実情に合わせて幅広く活動しています。住民の身近な相談相手であり、地域の専門機関へのつなぎ役です。任期は1期3年(再任可)で、今年は一斉改選が実施されます。そのため、大和市民生委員推薦会の推薦委員が、退任などにより民生委員・児童委員が新たに必要となった地域

で、各地域の住民の中から候補者を探す活動をします。地域福祉の向上のため、ご理解とご協力をお願いいたします。

国民健康福祉センター健康福祉総務課地域福祉係☎(260)56004 FAX(262)09969



①85WECPNL以上の区域  
②80~85WECPNLの区域  
③75~80WECPNLの区域

たは提出者に確認のうえ廃棄します。交付申込書は騒音の区分および防音工事が完了年月日を考慮し、配付します。

南関東防衛局住宅防音第2課☎045(211)7113